

技 第 7 5 7 号
令和4年3月22日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

土木工事等に係る見積りの取扱いについて

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、千葉県県土整備部では、土木工事等に係る見積りの取扱いについて、別添のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におかれましては、傘下会員への周知をお願いします。

千葉県県土整備部
技術管理課 技術情報班
電話 043-223-3273

技 第 7 5 7 号
令和4年3月22日

部 内 各 課 の 長
部内各出先機関の長 様

技術管理課長

土木工事等に係る見積りの取扱いについて（通知）

このことについて、平成22年3月30日付け技第667号「積算基準の改定について（通知）」別紙1「土木工事に係る見積りの取扱いについて」により運用しているところですが、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、本通知に伴い平成22年3月30日付け技第667号「積算基準の改定について（通知）」は、令和4年3月31日をもって廃止します。

また、各市町村及び各建設業関係団体宛てに、別途送付していることを申し添えます。

記

- 1 適 用 日 令和4年4月1日以降に公告または指名通知を行うもの
- 2 取扱い内容 別紙のとおり

（技術管理課 技術情報班
電話 043-223-3273）

土木工事等に係る見積りの取扱いについて

千葉県県土整備部が発注する土木工事の予定価格の基礎となる積算価格の算出については「積算基準」によることとしているが、これによることが困難な材料単価・施工歩掛の見積り又は業務委託の歩掛を見積りにより徴収する場合の取扱いは、原則として下記のとおりとする。

記

1 材料単価の見積り

(1) 徴収方法

ア 実勢取引価格であることや、形状寸法・品質・規格・納入数量・納入時期・納入場所など、詳細な条件を付して依頼する。

イ 他者との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴収した相手方に、見積り条件の錯誤の有無などを確認する。

(2) 材料単価の決定方法

これらの見積り価格のうち、最低値を参考に材料単価を決定する。

2 施工歩掛の見積り

(1) 徴収方法

ア 工種内容・施工数量・施工条件・現場条件など、詳細な条件を付して依頼する。

イ 他者との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴収した相手方に、見積り条件の錯誤の有無などを確認する。

(2) 施工歩掛の決定方法

ア 徴収した施工歩掛の見積りに、県設計単価を適用し、各者の見積り価格を算出する。

イ アにより算出した見積り価格のうち、最低値となった見積りを参考に施工歩掛を決定する。

3 業務委託に係る歩掛の見積り

(1) 徴収方法

ア 原則、3社以上から徴収する。

イ 委託内容・委託数量・委託条件・現場条件など、詳細な条件を付して依頼する。

ウ 他者との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴収した相手方に、見積り条件の錯誤の有無などを確認する。

(2) 歩掛の決定方法

ア 徴収した歩掛の見積りに、県設計単価を適用し、各者の見積り価格を算出する。

イ アにより算出した見積り価格のうち、平均的又は最頻度となった見積りを参考に歩掛を決定する。なお、平均的とは平均値に最も近い見積り価格とする。

4 その他

見積り対象額が大きい場合や、発注金額に占める見積り対象額の割合が大きい場合などは、見積りを徴収した相手方へのより詳細なヒアリングの実施、類似品・類似工法・過去データ等との比較や業務委託においては見積り数を増やす等（指名業者数と同一等）、妥当性の検証を厳密に行うこと。

1 工事及び業務委託における見積りの決定方法

工 事	業 務 委 託
<p data-bbox="336 450 459 488">材料単価</p> <p data-bbox="181 495 727 819">①積算基準（設計単価編） 徴収方法：3社以上 決定方法：異常値を除いた平均価格 数が多い場合は最頻度価格 ↓3社以上確保出来ない場合 ②令和4年3月22日付け技第757号 徴収方法：1～2社 決定方法：最低価格</p>	<p data-bbox="1050 450 1142 488">歩 掛</p> <p data-bbox="868 495 1410 613">①令和4年3月22日付け技第757号 徴収方法：3社以上 決定方法：平均的又は最頻度</p>
<p data-bbox="336 871 459 909">施工歩掛</p> <p data-bbox="181 916 727 1207">①土木工事標準積算基準書 徴収方法：3社以上 決定方法：平均的又は最頻度 ↓3社以上確保出来ない場合 ②令和4年3月22日付け技第757号 徴収方法：1～2社 決定方法：最低値の歩掛</p>	

※施工歩掛及び業務委託の歩掛における平均的とは平均値に最も近い歩掛

※工事における②については、見積り対象額が大きい場合、発注金額に占める見積り対象額の割合が大きい場合などは、見積りを徴した相手方へのより詳細なヒアリングの実施、類似品・類似工法・過去データ等との比較を行い、妥当性の検証を厳密に行うこと。

※業務委託の歩掛については、見積り対象額が大きい場合、発注金額に占める見積り対象額の割合が大きい場合などは、見積りを徴した相手方へのより詳細なヒアリングの実施、見積り数を増やす等（指名業者数と同一とするなど）、妥当性の検証を厳密に行うこと。

2 工事における積算基準、県設定単価及び物価資料にない単価及び歩掛の設計変更時の決定方法（土木工事標準積算基準書（共通編）第2章工事費の積算による）

材料単価：特別調査（臨時調査）又は見積り
（1 工事材料調達 100 万円未満かつ 1 資材材料単価 10 万円未満の場合は見積り）
施工歩掛：施工者から見積りを徴収し、妥当性を確認したうえで採用する